

寒河江市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、空き家等の倒壊等の事故、犯罪及び火災や住環境の悪化を防止するとともに、市民等の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって、安全で安心して暮らすことができる地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建築物（当該建築物に附属して人が使用する倉庫やその他の工作物を含む。）で、現に人が居住せず若しくは使用しないもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。
  - ア 老朽化若しくは風雨、降雪その他の自然現象により空き家等が倒壊し、又は空き家等の建築資材等が飛散し、若しくは剥落し、又は落雪により人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態
  - イ 空き家等に草木が繁茂し、又は昆虫その他の動物が繁殖することにより、当該空き家等の周辺の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態
  - ウ 建築物の破損、腐食等により空き家等に容易に不特定の者が侵入できる状態
- (3) 所有者等 所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の空き家等を管理すべき者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空き家等の適正な管理に関する施策（以下「空き家施策」という。）を総合的に推進するものとする。

(所有者等の適正管理義務等)

第4条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう常に適正に維持管理しなければならない。

2 所有者等は、前条に規定する空き家施策に協力しなければならない。

(管理不全な空き家等の情報提供)

第5条 市民等は、管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(空き家等の調査)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、前条の情報提供を受けたとき、又は必要に応じ、空き家等の有無及びその状態並びに所有者等の所在を調査することができる。

2 市長は、前項の規定による所有者等の所在の調査において必要と認めるときは、市が他の目的のために保有する情報を調査に必要な限りにおいて使用することができる。

(立入調査等)

第7条 市長は、前条第1項の調査により必要と認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に空き家等に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言、指導及び勧告)

第8条 市長は、前2条の調査等により空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等を適正に維持管理するよう助言又は指導することができる。

2 市長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る空き家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、あらかじめ第13条の規定により設置する寒河江市空き家等調査対策審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(命令)

第9条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 前項の公表は、寒河江市公告式条例（昭和29年市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法で行う。

(代執行)

第11条 市長は、第9条の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

2 第8条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(応急措置)

第12条 市長は、空き家等に人の生命若しくは身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し、危害が切迫した場合において、その危害を予防し、又は損害の拡大を防ぐために必要な最小限度の措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により応急措置をしようとするときは、応急措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知するものとし、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の応急措置を講じた場合において、空き家等の所有者等を過失なくして確知することができないときは、規則で定めるところにより、応急措置の内容を公表するものとする。

4 第10条第2項の規定は、前項において準用する。

5 市長は、第1項の応急措置を講じた場合は、当該応急措置に要した費用を当該空き家等の所有者等から徴収することができる。

(審議会の設置)

第13条 市長は、第8条第3項、第11条第2項及び前条第2項の規定による市長の諮問に応じて調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会の組織等は、規則で定める。

(関係機関への要請)

第14条 市長は、市町村の区域を管轄する警察その他の関係機関と連携し、必要な措置について要請することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

寒河江市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒河江市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第5条の規定による情報提供は、寒河江市空き家等に関する情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査等の通知)

第3条 条例第7条第1項の規定による立入調査等を実施するに当たっては、あらかじめ、所有者等に対して寒河江市立入調査等実施通知書（様式第2号）を通知し、立入調査等の趣旨及び内容を十分説明してから実施するものとする。

2 条例第7条第2項に規定する身分を示す証票は、寒河江市空き家等の立入調査等証（様式第3号）とする。

(助言・指導書)

第4条 条例第8条第1項の規定による助言又は指導は、寒河江市空き家等の適正管理に関する助言・指導書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告書)

第5条 条例第8条第2項の規定による勧告は、寒河江市空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(意見陳述機会の付与)

第6条 市長は、条例第8条第3項の規定による意見を述べる機会（以下「意見陳述機会」という。）を付与する場合は、当該勧告に係る空き家等の所有者等に対し、意見書の提出期限（口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当の期間において、寒河江市空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書（様式第6号）を通知するものとする。

2 前項の規定により意見陳述機会の付与された者は、市長が口頭での意見陳述を認めた場合を除き、寒河江市空き家等の適正管理に関する勧告に対する意見書（様式第7号）により意見陳述を行うものとする。

(命令書)

第7条 条例第9条の規定による命令は、寒河江市空き家等の適正管理に関する命令書（様式第8号）により行うものとする。

(命令に従わない場合の公表事項)

第8条 条例第10条で定める公表は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 命令に従わなかった者の所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地及び種別
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(代執行)

第9条 条例第11条の規定による代執行は、あらかじめ戒告書（様式第9号）により戒告し、当該戒告によってもなお指定の期限までに義務を履行しない者に対し、代執行令書（様式第10号）により通知して行うものとする。

2 前項の代執行の責任者であることを示す証票は、寒河江市代執行執行責任者証（様式第11号）によるものとする。

(応急措置の通知等)

第10条 条例第12条第1項に規定する応急措置を実施するに当たっては、所有者等に対して寒河江市応急措置実施通知書（様式第12号）を通知しなければならない。

(応急措置に係る公表事項)

第11条 条例第12条第3項で定める公表は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 所有者等を確知することができなかつた空き家等の所在地及び種別
  - (2) 応急措置の内容
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (審議会の委員)

第12条 条例第13条の規定により設置する寒河江市空き家等調査対策審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 3 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審議会の会長)

第13条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(審議会の庶務)

第15条 審議会の庶務は、建設管理課において処理する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

様式第12号